

議案第 106 号

鎌倉市ケアラー支援条例の制定について

鎌倉市ケアラー支援条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 2 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

ケアラーを包括的に支援することで、ケアラーが孤立することなく、安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指すため、基本理念、市の責務並びに市民、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策について、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市ケアラー支援条例

高齢、障害、疾病その他の理由によりケアを必要とする人に対しては、これまで、家族が中心となって介護や援助等を担ってきました。しかし、少子高齢化、核家族化の進行、きょうだい数の減少、共働き世帯やひとり親世帯の増加等により、介護や援助等が必要な家族をケアするケアラーに過重な負担がかかっています。

ケアラーは、時に、ケアラーとしての人生を優先せざるを得ず、自分らしく生きる機会を失うことがあります。また、ケアラーが誰にも相談できず一人で悩みを抱え、心身を疲弊させることは、社会的な孤独・孤立の誘因となり、深刻な状況を招きかねません。

ケアラーへの支援に向けて、ケアを必要とする人への支援の充実も含めた、包括的な対応を図る必要があります。

鎌倉市は、ケアを必要とする市民のみならず、身近な人たちを無償でケアする市民への支援をあわせて推進し、すべてのケアラーが孤立することなく、自らが望む形で社会との関わりを持ち、安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、関係機関及び学校その他ヤングケアラーに関わる機関の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラー 市民のうち、高齢、障害、疾病その他の理由により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助（以下「介護等」という。）を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定するこどもである者をいう。
- (3) 若者ケアラー ケアラーのうち、おおむね18歳から40歳に達するまでの者をいう。
- (4) ケア対象者 ケアラーから介護等を受ける者をいう。

- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (7) 関係機関 障害者、障害児及び生活困窮者の支援、介護、医療、教育、児童の福祉等に関する事業又は活動を行い、当該事業又は当該活動を通じて日常的にケアラーと関わり、又は関わる可能性がある機関をいう。
- (8) 学校その他ヤングケアラーに関わる機関 関係機関のうち、学校その他ヤングケアラーと関わり、又は関わる可能性がある機関であって、ヤングケアラーに対する教育、相談支援、見守り等に関する事業若しくは活動を行う機関をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

- 2 ケアラー支援は、市、市民、事業者及び関係機関が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないように社会全体で行われなければならない。
- 3 ケアラー支援は、ケアラーのみならずケア対象者への取組として、包括的に行われなければならない。
- 4 ケアラー支援は、全てのケアラーを対象とし、年齢を問わず切れ目のないように行われなければならない。
- 5 ヤングケアラーに対する支援は、こどもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身の健やかな成長及び発達が図られ、並びに適切な教育の機会が確保されるように行われなければならない。
- 6 若者ケアラーに対する支援は、学習の継続及び職業選択の機会が確保され、かつ、自立が図られるように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、障害者、障害児及び生活困窮者の支援、介護、医療、教育、児童の福祉に関する制度その他ケアラー支援に関わる制度を勘案し、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、支援を必要とするケアラーの早期発見に努め、当該ケアラーの意向を尊重するとともに、ケアラー支援に関し、市民、事業者及び関係機関と相互に連携し協力するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケア

ラー支援の必要性について理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の必要性について理解を深め、その事業又は活動を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、関わりのある者及びその家族等がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、その置かれている生活環境等を確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。
- 3 関係機関は、ケアラーに対して情報を提供するほか、支援を必要とするケアラーの早期発見に努めるとともに、当該ケアラーに対し、市又は適切な他の関係機関への取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校その他ヤングケアラーに関わる機関の役割)

第8条 学校その他ヤングケアラーに関わる機関は、前条第2項に規定するもののほか、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保等に係る状況を確認し、支援の必要性を把握するよう努めるものとする。

- 2 学校その他ヤングケアラーに関わる機関は、前条第3項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育、福祉、保健、医療等に関する相談に応じるよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、ケアラーが、自らの置かれている状況について正しく理解した上で、適切な支援を求めることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、市民、事業者及び関係機関が、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の方法等に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(体制の整備)

第10条 市は、ケアラー支援を推進するため、次条の施策を実施する体制並びに市及び関係機関の相互間の緊密な連携協力体制を整備するよう努めるものとする。

(ケアラー支援に関する施策)

第11条 市は、ヤングケアラー、若者ケアラー及び複合的な課題のあるケアラーに対して特に配慮し、ケアラー支援を推進するために次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) ケアラーからの相談に応じ、助言を行う者、日常生活及び社会生活の支援を行う者並びにそれらの支援の調整を行う者の育成及び確保を図ること。
- (2) 市及び関係機関におけるケアラー支援に関する必要な情報の共有を図ること。
- (3) 支援を必要とするケアラーに対して、積極的に働きかけて、必要な支援を届ける体制の整備及び充実を図ること。
- (4) 交流の場及び居場所の整備並びに支え合いの推進を図ること。
- (5) 学習、修学又は就業に関する支援及び自立に向けた支援を行うこと。
- (6) その他ケアラー支援の推進に関し必要な事項

- 2 市は、ケア対象者に対して、福祉その他の施策の充実を図るものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。